

平成30年第4回臨時会

鋸南町議会会議録

平成30年7月26日 開会

平成30年7月26日 閉会

鋸南町議会

平成30年第4回鋸南町議会臨時会議案一覧表

議案第1号 鋸南町元名採石場跡地の使用に関する条例の制定について

平成30年第4回鋸南町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号（7月26日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
提案理由の説明	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣言	11

鋸南町告示第62号

平成30年第4回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成30年7月20日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 期 日 平成30年7月26日（木） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場
3. 付議事件
 - (1) 鋸南町元名採石場跡地の使用に関する条例の制定について

平成30年第4回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成30年7月26日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 鋸南町元名採石場跡地の使用に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 番 田 久 保 浩 通 君 | 2 番 青 木 悦 子 君 |
| 3 番 笹 生 久 男 君 | 4 番 渡 邊 信 廣 君 |
| 5 番 小 藤 田 一 幸 君 | 6 番 緒 方 猛 君 |
| 7 番 鈴 木 辰 也 君 | 8 番 黒 川 大 司 君 |
| 9 番 伊 藤 茂 明 君 | 10 番 笹 生 正 己 君 |
| 11 番 平 島 孝 一 郎 君 | 12 番 三 国 幸 次 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|------------------|---------------------|
| 町 長 白 石 治 和 君 | 副 町 長 内 田 正 司 君 |
| 教 育 長 富 永 安 男 君 | 総務企画課長 増 田 光 俊 君 |
| 税務住民課長 平 野 幸 男 君 | 保健福祉課長 杉 田 和 信 君 |
| 地域振興課長 飯 田 浩 君 | 教 育 課 長 福 原 規 生 君 |
| 建設水道課長 平 嶋 隆 君 | 会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘 君 |
| 総務管理室長 安 田 隆 博 君 | 監 査 委 員 柴 本 健 二 君 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義

書 記

安 藤

睦

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（小藤田一幸）

暑いようでしたら、上着を脱いでいただいても結構です。
皆さんこんにちは。
ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、平成30年第4回鋸南町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
議案の配付漏れはありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

配布漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小藤田一幸）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。
今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、
7番 鈴木辰也君、12番 三国幸次君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小藤田一幸）

日程第2「会期の決定」を行います。
この件については、去る7月17日、午後2時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。
議会運営委員会委員長 鈴木辰也君。
〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る7月17日、午後2時から議会運営委員会を開き、平成30年第4回鋸南町議会臨時会の会期及び日程等について、審査いたしましたので、御報告いたします。

今臨時会の会期は、本日1日とし、日程は御手元に配付されております議事日程により行います。

議案については、町長提出議案1件でございます。

このあと、諸般の報告において、町長から今臨時会に提出された議案に対する提案理由の説明を求めた後、議案第1号を上程のうえ、質疑、討論の後、採決をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（小藤田一幸）

ただ今の、議会運営委員長からの報告であります。今臨時会の会期は本日1日とし、議案第1号を上程し、質疑、討論の後、採決を行う、とのことであります。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小藤田一幸）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書により報告をしたとおりです。

今臨時会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明

○町長（白石治和）

みなさんおはようございます。

本日、ここに平成30年第4回鋸南町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折、御出席を賜り、厚く感謝申し上げます。

本臨時会に、町長として、御提案申し上げます議案は、条例の制定1議案でございます。

それでは、御提案いたします議案の概要について、御説明申し上げます。

議案第1号「鋸南町元名採石場跡地の使用に関する条例の制定について」でございますが、本町が7月11日をもって取得いたしました、鋸南町元名字高塚1749番外の、採石場跡地の土地について、その使用に関する条例を新規に制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小藤田一幸）

以上で、諸般の報告を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第4 議案第1号「鋸南町元名採石場跡地の使用に関する条例の制定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 飯田浩君。

〔地域振興課長 飯田浩 登壇〕

○地域振興課長（飯田浩）

議案第1号「鋸南町元名採石場跡地の使用に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

競売により落札された鋸南町元名字高塚1749番地外50筆については平成30年6月14日に売却許可が確定され、平成30年7月11日の代金納付をもって法律上、使用許諾権が発生しております。土地の取得目的に沿った使用に供するため、本件土地の使用に関して条例の制定が必要となりますので、新規に本条例の制定をお願いしようとするものでございます。

条例を御覧ください。

本条例は、全13条で構成しております。

第1条（趣旨）としまして、元名採石場跡地の使用に関し必要な事項を定めることが規定され

ています。

第2条（名称及び位置）としまして、4ページ目、別表第1のように、名称を「鋸南町元名採石場跡地、位置を記載の地番と規定しました。今回の競売では51筆の土地を競落しておりますが、その内、林道部分になっている9筆を除く、42筆を規定しております。

第3条（使用の許可等）としまして、使用行為についてはあらかじめ町長の許可を受けなければならないことが規定されています。

第4条（使用料）として、4ページ目、別表第2のように使用行為毎の使用料を規定しております。使用料については、これまでの民間での使用実績等も参考にし、1日10万円以内としております。

第5条（目的外使用等の禁止）として、使用許可を受けた目的以外で使用してはならない、と規定しています。

第6条（転貸・譲渡の禁止）として、許可を受けた使用する権利の譲渡、転貸の禁止を規定しております。

第7条（行為の禁止）として、採石場跡地において、禁止される行為について規定しております。

第8条（利用の禁止及び制限）として、採石場跡地内の現場状況によっては、利用の制限をすることを規定しております。

第9条（原状回復）として、使用許可を受けた者は、使用終了後等について、原状に回復することを規定しています。

第10条（国等が行う使用の特例）として、国または他の地方公共団体が使用する場合、協議のみで使用できることを規定しております。

第11条（監督処分）として、使用許可の取り消しや採石場跡地からの退去を命ずることができる事項について規定しています。

第12条（損害賠償）として、故意または過失で採石場跡地に損害を与えた場合の賠償について規定しております。

第13条（委任）として、この条例の施行に関し必要な事項は、施行規則で定めることを規定しています。

なお、附則であります。本条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

1点御質問させていただきたいと思いますが、この条例については、早急に制定することについては、非常に良いことだと思っています。したがって、この条例に反対するものではないんですけれども、一つだけ、12条の関係で、損害賠償、これは相手に対しての損害賠償になっておりますが、ここの施設については、採石場の跡地だということになります。したがって、現場の確認等、非常に不可能に近い中で、例えば一つ、落石があった時に、町が責任を問われる場合等について、そういうものを本当は回避をしての貸付をするような形が望ましいのではないかなど私は思っていますが、その辺について、どこにも触れていないと、そういうことについて、町の考え方を伺いたいと思います。

○地域振興課長（飯田浩）

落石等があって、相手が怪我をしたとか、使用者が怪我をした場合のことについて、お聞きだと思いますけれども、申請をする、申請書の段階です、使用者からは誓約書の方を出していただくことを考えております。その誓約書の中で、場内で起きた一切の事故に関して、所有者である町に対して、責任は問わないというようなことを誓約させることで考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

普通の使用の場合には、一般的にそういうようなやり方で、誓約事項を書いて許可書を取る、これは一般的なやり方だと思いますが、この施設の場合には、あくまでも採石場跡地ということですね、当初からその辺の不可抗力というか、そういう色んな今ある現状を見た時に、整備がされていない場所が非常に多い、したがってその辺については、本文で謳うべきではないかなというふうに思っていますが、その辺についていかかでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

今回の条例につきましてはですね、使用に関しての、主に使用料の部分のところが一番大きい形というふうに考えております。事項等に関しては、先ほど申し上げましたように、まずは申請をしていただいた中で、誓約をしてもらうということで進めて行って、とにかく色んな実態を見ながらですね、今後必要に応じて条例については、改正等も考えながら進めて参りたいというふうに考えております。

○議長（小藤田一幸）

はい、最後になります。

4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣）

今、課長の方から今後の状況を見ながらということがありました。したがって、この中では、

今回制定をしていただいて、今後近い時期にですね、また弁護士さんもいらっしゃる、そういう方に相談をしていただいて、適切な条例にさせていただくことをお願いして終わります。

○議長（小藤田一幸）

他にありますか。

はい、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

私は、内容についての質問ではありません。この名称である採石場の跡地という表現ですが、私も採石法をしっかりと自分で確認した訳ではありませんけれども、跡地というのは、採石場が終わる時に埋め戻しをして、植林をして、きちんと終了して初めて跡地という表現をするんだという話をよく聞きます。そこで、町の方はそういう法律については、もちろん十分理解された上でのことだと思います。そこで、あえて跡地という言葉を使つての条例を命名されたことについて、御説明いただければと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○議長（小藤田一幸）

御質問のこの土地ですが、この土地の採石法の認可というものは、平成15年の4月に既に切れている採石場でございます。その後、色んな期間延長の手続きとかですね、事業承継であったり、事業廃止、そういったような手続きがなされていなくて、また災害防止の措置等もですね、十分に行われなまま放置されているという現状でございます。これらを鑑みまして、実態としては、廃止ができない状態であるという部分から跡地ということで判断をしております。

以上です。

○議長（小藤田一幸）

はい、2番 青木悦子君。

○2番（青木悦子）

社会的に疑義を申す人が出てきた場合に、これをきちんとそういう人達に理解を得るような、町として措置が、説明ができれば良いとは思いますが、もう少し跡地という言葉をあえてずっと使い続けるという何か深い意味、重みみたいなものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

深い思いということでございましたけども、あくまでもですね、実態、現状そういったものを判断した中でですね、正直今後、県の方とも色々協議をしたんですけども、県もこの廃止の部分につきましては、手続き関係については、法律に沿った形で事業者にも、現在の許可を取っているのは、シーシーアイエフというところになりますので、そちらの方にもですね、指導はして行くということでございますけれども、実態的にやはり命令の実行性等考えた時に、なかなか厳し

いものがあるのではないかということでは言われております。県についても、そのままではいけないので、今後どのような対応ができるのかを協議を進めて行って、またそれらについて、町の方にも示していきたいということで回答をいただいておりますので、そういったものも含めながらですね、跡地というような判断で名称の方は付けさせていただいております。

○議長（小藤田一幸）

それでは、他に質疑ありますか。

はい、9番 伊藤茂明君。

○9番（伊藤茂明）

この条例13条の中に、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとなっている訳ですが、その規則の中で、そういう考え方をしているかどうか分かりませんが、3条の中では、使用の許可等があります。その中で、(1)に業としての写真、コマーシャル、映画等を撮影すること、その他に(5)まである訳ですが、場合によると趣味で中に入って写真を撮りたいということもある訳ですから、それを業とみなすかどうかということは別にしまして、広大な土地ですからどんな人が、どこのルートで入ってくるかと大変不確定な要素もある訳ですけど、仮にですね、何か事故があった時に、どこの誰だか分からないということもある訳です。そういうことで、山に登山する場合には、登山届というものを出しますが、あそこに入るということについて、届を出してもらい、そういうことを看板等で謳い、規則の中でそういうものが謳えれば、謳った方が良いかなと感じます。前回は水が溜まった所で、ラジコンボートをやっていて、誤って中へ入って亡くなった方もある訳です。そういう万が一の事故があった時に本人の確認ができる、そういうものを備えておくことが必要なかなと思いましたので、それについてどうでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○議長（小藤田一幸）

貴重な御意見ありがとうございます。

まさしく、今おっしゃられたようにですね、広大な採石場でありまして、入ろうと思えばどこからでも入れてしまう状況が確かにあると思います。ただ原則的には入口の部分、施錠をした部分から侵入されることが多いという判断をしておりますので、そういったところにですね、今御指摘があったような、必ず町に連絡をしてくれというような看板については、十分な大きさでですね、設置の方をさせていただきたいと考えております。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がありましたらお願いします。

はい、6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛）

条例のですね、2条（名称及び位置）についてですが、名称は先ほど跡地ということで、議論がありましたけど、位置の方についてですね、別表が最後のページに載っている訳ですが、それ

ぞれの番地が入っていて、まさにこの通りだと思っんですね、これは正確な位置を示しているということだと思っんですが、例えば、あそこに行っってもですね、この番地が明確になっている訳ではないということもありますので、条例として完成させるためには位置をですね、要するにこの番地の位置を明確にした地図を付けるということで、条例が完成するのではないかと私は思っんです。したがって、位置の番地が付いているのは、もちろん結構なんですけど、同時にこの番地はこの範囲ですよと、地図はいつでも準備できますということのようなんですけど、条例としてその地図を付けるということをやっっておいた方が良くないかなと思っますが、いかがでしょうか。

○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩）

自治法、その他の色々な法律等見ますと、こういった条例に図表等を用いることはできないというような規定はございません。ですので、より分かりやすくするために用いることもできるとは思っますが、条例は住民の権利、義務を記載し、規則以下にですね、その手続き関係、そういったものを記載するのが一般的な考え方であると理解してございまして、条例そのものに色々な地図等を記載することは、これまでの通例上一般的ではなくてですね、補足的資料として行政側で用意をしておけば事が足りるのではないかとこのように思ってございまして。

○議長（小藤田一幸）

他に質疑がありましたらお願いします。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（小藤田一幸）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
よって、平成30年第4回鋸南町議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 0 時 2 6 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月4日

議 会 議 長 小藤田 一幸

署 名 議 員 鈴木 辰也

署 名 議 員 三国 幸次